



令和9年度 一関市

保育所等入園案内

～もくじ～

1	保育の利用について……………	P 2
2	保育所等の利用ができる方……………	P 3
3	申込み前の注意事項（必ずお読みください）……………	P 4
4	入所までの流れについて……………	P 5
5	申請受付期間について……………	P 8
6	申込みに必要な書類について……………	P 10
7	保育利用時間について……………	P 13
8	保育料・副食費について……………	P 14
9	入園後の変更手続きについて……………	P 18
10	多様な保育サービスについて……………	P 20
11	市内保育施設の一覧……………	P 23
12	申込みおよびお問い合わせ先……………	P 27

この案内中、「保育所等」とは、下記のことをいいます。

- ① 認可保育所
- ② 認定こども園（保育所部門・幼稚園部門）
- ③ 地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業）

令和9年度の年齢別クラスは次のとおりです。

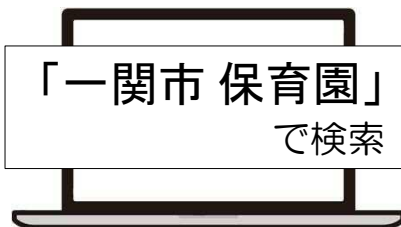
クラス （実施年齢）	生年月日
0歳児	令和8年（2026年）4月2日 ～
1歳児	令和7年（2025年）4月2日 ～ 令和8年（2026年）4月1日
2歳児	令和6年（2024年）4月2日 ～ 令和7年（2025年）4月1日
3歳児	令和5年（2023年）4月2日 ～ 令和6年（2024年）4月1日
4歳児	令和4年（2022年）4月2日 ～ 令和5年（2023年）4月1日
5歳児	令和3年（2021年）4月2日 ～ 令和4年（2022年）4月1日



参考にしていきたい資料 ・ホームページ

毎月20日頃に保育所等の
空き状況を公表しています
(4月の空き状況は異なります。)

「一関市 保育園」
で検索



自宅や職場近くの保育所等を
検索できます



市の妊娠・出産・子育てに関する
制度や事業、施設などについての
情報をまとめています

一関市HP

「妊娠・出産・子育て」ページ



★保育所等の利用にあたってのお願い

一関市では厳しい財政状況にあっても、児童福祉の増進を図るとともに、子育てと社会参加との両立を目指す世帯を支援するため、積極的に保育所の整備等による保育受入枠の確保をはじめとする保育環境の充実に向けた取組を進めており、その結果、保育所等の運営費や、保護者の負担軽減のために要する経費は毎年度増加しています。

保育所等の利用にあたっては、就労日数や時間など、保育所等を利用するための要件がありますので、本利用案内をよくご確認ください。うえ、適正な申請と利用をお願いします。

1 保育の利用について

教育・保育給付認定とは？

保育所等の利用にあたっては、市から保育の必要性等の認定（「教育・保育給付認定」といいます。）を受ける必要があります。教育・保育給付認定は、お子さんの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分に分けられ、区分によって利用できる施設や時間が異なります。

認定区分	年齢	保育の必要性	対象となる児童	保育必要量(利用可能時間)
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園や認定こども園で教育を希望する場合	教育標準時間 (1日4時間を標準として、学則等により各施設で定める教育課程にかかる時間)
2号認定		あり	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	保育標準時間（最大11時間） 保育短時間（最大8時間）
3号認定	満3歳未満			

利用できる保育施設等

必要な教育・保育給付認定	保育所等		対象年齢	定員
2号認定 3号認定	地域型 保育事業	家庭的保育事業 定員5人以下で、0歳児から2歳児までのお子さんを対象に、家庭的保育者（保育士）等が家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う施設です。	0歳児 ～ 2歳児	5人
		小規模保育事業 事業所内保育事業 定員が19人以下で、0歳児から2歳児までのお子さんを対象に、保育士等が1人1人に寄り添った保育を行う施設です。		19人 以下
		A型 職員資格： 全員が保育士		
		B型 職員資格： 半数以上が保育士		
1号認定	認可保育所 市内には、市が設置する市立保育所と社会福祉法人等が設置する私立保育所があります。		0歳児 ～ 5歳児	20人 以上
	認定こども園 教育・保育を一体的に行う施設で、	保育所部門	3歳児 ～ 5歳児	6人 以上
	① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能 ② 地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。	幼稚園部門		

地域型保育事業の卒園児の進級先等について

地域型保育事業の各施設では、幼稚園、認定こども園、認可保育所のいずれかの施設を連携施設として設定しています。連携施設では、地域型保育事業に対し「集団保育を体験させるための機会の提供」「代替保育の提供」「卒園後の進級先の確保」等の支援を行います。

2 保育所等の利用ができる方

認可保育所、認定こども園(保育所部門)、地域型保育事業

小学校就学前のお子さんで、保護者が次のような状況にあり、保育所等での保育を必要とする場合に利用することができます。

事由	認定基準		保育 必要量	保育の認定期間
就労	1月あたりの就労時間が60時間以上であること	月120時間以上	標準時間	就労期間中
		月 60時間以上	短時間	
妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間もないこと		標準時間	妊娠の事実が判明した日（初診日）から、出産日（出産予定日）を起算日として8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで ※ 出産日がずれた場合、認定期間が変更となる場合があります。
疾病・障害	病気やけが、障害のため保育が困難であること		標準時間	必要な期間
看護・介護	同居または長期入院等をしている親族の看護・介護を1月あたり60時間以上行うこと	月120時間以上	標準時間	看護・介護を必要としなくなるまで
		月 60時間以上	短時間	
災害復旧	災害の復旧にあたっていること		標準時間	必要な期間
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続していること		短時間	最大90日目を経過する日の属する月の月末まで ※ 求職活動1日目と数えた日から1年間で90日間に限り、求職活動を理由に利用できます。
就学	就学していること（職業訓練校等における職業訓練を含む）	月120時間以上	標準時間	就学期間中
		月 60時間以上	短時間	
育児休業	育児休業取得中にすでに保育所等で保育を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要であること		短時間	最大出産したお子さんが1歳6か月に達する日の属する月の末日まで

※ 育児休業中の申請について

- 育児休業を取得していても入所申込みは可能です。

ただし、入所後に職場復帰することを前提にお申し込みいただきますので、入所が決まった場合には入所月の末日までに育児休業を終了し、入所した月の翌月1日までに職場復帰していただく必要があります。

例： 6月30日まで育児休業を取得予定であっても、4月1日の入所が決まった場合には、4月30日までに育児休業を終了し、5月1日までに職場復帰する必要があります。復帰されない場合は退園となります。

- きょうだいで同時に申請する場合、きょうだいのいずれかの入所が決まると職場復帰が必要になります。



3 申込み前の注意事項(必ずお読みください)

(1) 見学について

申請の前に、事前に希望している施設へ連絡し、見学をしてください。利用が決まった場合に送り迎えが可能か等の条件を確認してください。また、食物アレルギーがある場合は、アレルゲンや除去の程度によって対応の可否が異なりますので、食物アレルギーの対応が可能か、**申請の前に**利用を検討している施設へ確認、相談をしてください。

(2) 複数の施設の入所希望について

希望した園全てに入所決定の可能性がありますので、複数の施設に入所希望する場合は、**必ず全て「施設が定める保育時間中に送り迎えが可能な園」を希望してください。**施設が設定する保育時間を超えて預けることはできません。

(3) 慣らし保育(安全保育)について

入所してすぐの長時間保育は、お子さんにとって精神的に大きな負担となります。そのため、お子さんが集団生活に慣れるまでの期間、通常の保育時間を短縮して保育する「慣らし保育(安全保育)」を行います。慣らし保育は、利用開始日以降に行います。期間や内容は、利用されるお子さんの年齢や施設によって異なります。(期間の目安: 2週間～4週間)

利用開始日より前に慣らし保育(安全保育)を行うことはできません。ご家族や雇用先等とも調整のうえ利用開始月を検討してください。

(4) 特別な支援を必要とするお子さんについて

下記に該当する方は、申込みの際に**必ず受付窓口で相談してください。**

- ① 障がいがある
- ② 重い食物アレルギーがある
- ③ 医療的配慮を必要とする(詳細は下記のとおり)
- ④ 健診時や医療機関の受診時に、発達について指摘されたことがある

医療機関からの診断書やアレルギー指示書、児童相談所の判定書等の提出が必要となる場合があります。

～医療的ケアの提供について～

医療的ケア(たんの吸引、経管栄養、導尿、酸素吸入、ネブライザー吸入、血糖値測定、インスリン注入等)が必要で、他に重篤な症状がなく、主治医から集団保育(生活行動)が可能と診断されているお子さんが入所を希望される場合は下記のこと留意してください。

- ① 事前に児童保育課にご相談いただくとともに、主治医意見書(診断書)の提出をお願いします。
- ② お子さんを連れて希望する施設を見学してください。
- ③ 申請については入所を希望する6か月前までに窓口にて直接お申込みください。

なお、利用調整後に、保育所等関係者、行政職員、園医、主治医の意見を参考に、そのお子さんが集団生活の中で保育が可能か等を審議し、保育が困難と判断されたお子さんについては、入所が取消しとなる場合があります。



4 入所までの流れについて

認可保育所、認定こども園(保育所部門)、地域型保育事業

事前相談・保育所等の見学

- ・ 申請にあたって、児童保育課(一関保健センター内)では事前相談を受け付けています(電話相談可)。
- ・ 申請の前に、保育所等への問合せや見学、ホームページの閲覧等により、各保育所等の利用にあたっての**重要事項(※)**等について確認してください。
- ・ 医療的ケアを必要とする場合には、お子さんのケア等に適切に対応する必要があり、受け入れ可能な施設や人数が限られることから、見学の前に必ず児童保育課にご相談ください。

(※) 重要事項：保育所等の開所日、開所時間、延長保育の実施条件、休日等に関する運営規程の概要や、職員体制、主食代・副食代等の実費徴収の有無、その他施設選択に資する事項をいいます。

①申請(窓口へ直接提出)

- ・ P10～12に記載の必要書類や注意事項をよくお読みのうえ、児童保育課、又は各支所市民福祉課に締切日までに申込書を提出してください。
- ・ **受付順ではありません。**書類に不備が無いよう十分に確認いただき、早めの手続きをお願いします。
- ・ 希望する保育所等の変更等、申請内容を変更する場合や、申請を取り下げる場合(転出の場合も含む。)には、必ず来庁し、手続きをお願いします。

②入所調整

- ・ 申請者の希望や保育所等の状況、入所を優先する家庭などを考慮し、年齢ごとに入所調整を行います。
- ・ 児童ごとに保育の必要性を指数化し、点数の高い児童から調整します(次ページ参照)。
- ・ 調整にあたり、ご家庭の状況やお子さんの健康状況等、申請内容に不明な点がある場合は、電話や訪問などによる実態調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

③支給認定証の交付

申請内容に不備等がなければ、支給認定証を発行・郵送します。発行済の方(今年度及び過年度に申請している方)は、申請内容に変更等がない場合、発行しません。

④-1 入所調整結果(決定)

入所調整の結果、入所が決まったお子さんの保護者に、「保育所等利用承諾書」を送付します。

⑤保育所等との面談

施設から、面談の日程等について、電話や郵便で案内があります。重要事項等の説明を受けることや、お子様のアレルギー対応等のご相談ください。

④-2 入所調整結果(保留)

- ・ 入所調整の結果、入所が決まらなかったお子さんの保護者に、入所待機となった旨の通知書を送付します。
- ・ 入所待機となった場合は、入所が決定するまで翌月以降も継続して入所調整を行います。(令和10年3月まで)
- ・ 定員に空きのある保育所等を、電話でご案内する場合があります。希望園の参考としてください。

⑥利用開始

一関市入所(利用)基準指数表

保育所等の利用の優先度を定めるため、家庭の状況を児童ごとに指数化します。
基本指数と加算・減算指数を合計し、点数が高い児童から優先して入所調整を行います。

●基本指数(父母いずれか低いほうの点数を採用)

保育を必要とする理由			細 目	指数
1	就 労 (就労内定を含む)	外勤・内職・自営・農業 ・休憩時間を含む時間 ・自営、農業において、時節柄勤務時間が偏る場合は、年間労働時間の合計から1月あたりの平均勤務時間を算出	月 180時間 以上 の就労を常態とする	20
			月 160時間 以上 180時間 未満 の就労を常態とする	18
			月 120時間 以上 160時間 未満 の就労を常態とする	16
			月 90時間 以上 120時間 未満 の就労を常態とする	14
			月 60時間 以上 90時間 未満 の就労を常態とする	12
2	妊娠、出産	妊娠中～出産後8週間を経過した日の翌日が属する月末までの間にある		20
3	疾病 障がい	・入院中または常時臥(が)床の状態である		20
		・重度の心身障害(身障手帳1級2級、精神手帳1級、療育手帳A)を有している		16
		・心身障害(身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級3級、療育手帳B)を有している		12
4	同居又は入院等をしている親族の介護・看護	入院中の親族の看護が必要である		20
		自宅での介護・看護	月 120時間 以上 の介護・看護を常態とする	16
			月 60時間 以上 120時間 未満 の介護・看護を常態とする	12
5	災害復旧	震災、火災、風水害、その他の災害の復旧にあたっている		20
6	求職活動	求職活動を継続的に行っている(起業準備を含む)		10
7	就 学	就労を目的として、職業訓練校等へ進学、通学	月 120時間 以上 の就学を常態とする	16
			月 60時間 以上 120時間 未満 の就学を常態とする	12
			(うち通信教育または通信課程の場合は就学の指数から2点を引く)	-2
8	その他	その他市長が認める事由による状態にあるもの		1～21

●加算・減算指数(該当項目はすべて算定)

家庭の状況等			指数
1	障がい	入所を希望する児童が障がいを有している場合	5
2	ひとり親家庭	母子または父子の家庭	5
3	生活保護世帯	生活保護受給中で、保育所等への入所により自立が見込まれる場合	5
4	兄弟姉妹加算	入所を希望する児童が複数名いる場合(児童1人ごとに加算)	3
		入所を希望する児童を除き、小学校入学前の兄弟姉妹が家庭にいる場合(児童1人ごとに加算)	1
		すでに他の兄弟姉妹が入所している施設を第1希望とする場合(こども園1号の入所を含む。)	1
5	地域型保育事業所の卒園児	地域型保育事業所を卒園する児童であり、連携施設を転園第1希望施設とする場合	20
		地域型保育事業所を卒園する児童であり、連携施設以外を転園第1希望施設とする場合	3
6	保育施設等勤務	保護者が教育・保育施設に勤務する(予定を含む)保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、准看護師、保健師、管理栄養士、栄養士、調理師、調理員である場合 もしくは放課後児童クラブに勤務する(予定を含む)支援員、補助員である場合 【一関市内の施設に勤務:5点 一関市外の施設に勤務:3点】	5 3
8	市外在住	一関市外に住所を有する児童 ※入所開始予定月の1日までに一関市へ転入予定の場合を除く	-9
9	その他	その他	1～5

●同点時の優先基準(指数が他者と同点だった場合に入所調整を優先する事項)

条件	確認する順番
希望施設の希望順位が高い児童	1
継続している入所保留期間が長い児童	2
同住所に住む65歳未満の祖父母がいない児童(いる場合人数が少ない家庭を優先)	3
保護者の市民税所得割額(保育料算定方法に準拠したもの)の合計額が低い児童	4

●本表の指数に関わらず、優先的に調整を行う場合

父母不在の児童の入所を希望する場合(里親委託を含む)
虐待または配偶者等から暴力を受けるおそれがあることを理由に保育を必要とする場合
医療的ケア等が必要な児童の入所を希望する場合

幼稚園、認定こども園(幼稚園部門)

1 施設の概要

さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の教育の基盤を培うことのできる学校教育施設です。

受入年齢	3歳児～5歳児 ※ 満3歳(3歳になった月の翌月)から、利用できる施設もあります。 (P24～の「対象児童」欄に「満3歳児～5歳児」と記載の施設。)
開園日	月曜日～金曜日 ※ 夏休みや冬休みなどの長期休業期間があります。
教育時間	1日4時間を標準とします。
預かり保育	教育時間の前後や長期休業日等に、預かり保育を実施している園があります。

2 入園までの流れ

①園見学・入園説明会

- 希望する園の見学や説明会にご参加ください。日程は各園へお問い合わせください。

②入園申込

- 希望する園が決まりましたら、園から願書を受け取り、必要事項をご記入の上、直接希望する園に提出してください。
- 園が定める提出方法や締切日に沿って手続きをお願いします。

③園から内定を受ける・施設と利用契約を結ぶ

④教育・給付認定申請書(1号認定)及び施設等利用給付認定申請書(新2号・新3号申請希望者のみ)の提出

- 内定を受けましたら、園を通じて「教育・保育給付認定申請書」を受け取り、必ず入園前に園に提出してください。
- 預かり保育を無償で利用する場合は、施設等利用給付認定(P13)を受ける必要があります。預かり保育を開始する前に園に相談してください。

⑤支給認定証・保育料決定通知等の交付を受ける

- 教育・保育給付認定を受けた子どもの支給認定証、保育料決定通知書及び施設等利用給付認定を受けた子どもの認定通知書を交付します。卒園まで保管してください。

⑥利用開始

5 申請受付期間について

認可保育所、認定こども園(保育所部門)、地域型保育事業

施設の利用を希望する方は、教育・保育給付認定申請に加えて、入所申込みの手続きを行っていただく必要があります。

必要書類及び申し込みの際の注意事項(P10～11)をよく確認したうえで、児童保育課又は各支所市民福祉課へ申し込んでください。郵送での申し込みも受け付けます(次ページ参照)。

令和9年4月入所を希望する場合

可能な限り1次選考での申込みをお勧めします。

【1次選考】

受付期間 令和8年11月2日(月)～11月30日(月)※土日祝日を除く

※ 11月28日(土)は休日受け付けを行います

(受付時間:8時30分～12時まで 場所:一関保健センター内 児童保育課)

※ 上記期間中に受け付けた申込みの入所調整の結果は、令和9年1月下旬に郵送で通知予定

【2次選考】

受付期間 令和8年12月1日(火)～令和9年1月22日(金)※土日祝日、12/29～1/3を除く

※ 2次選考は、1次選考申込者にて入所調整を行った後の空いている枠での入所調整となります

※ 2次選考の結果は、令和9年2月下旬に郵送で通知する予定です

※ 1次選考の結果、入所できなかった方の希望施設変更等の日程は、別途通知でご案内します

【3次選考】

受付期間 令和9年1月25日(月)～令和9年3月10日(水)※土日と祝日を除く

※ 3次選考は、2次選考申込者にて入所調整を行った後の空いている枠での入所調整となります

※ 3次選考の結果は、令和9年3月下旬に郵送で通知する予定です

※ 2次選考の結果、入所できなかった方の希望施設変更等の日程は、別途通知でご案内します

令和9年5月～令和10年3月の入所を希望する場合

受付期間 入所希望月の前月の10日まで(10日が土日祝日の場合は直前の開庁日)

入所希望月	申込み締切日	入所希望月	申込み締切日
R9. 5	4月 9日(金)	R9. 11	10月 8日(金)
R9. 6	5月10日(月)	R9. 12	11月10日(水)
R9. 7	6月10日(木)	R10. 1	12月10日(金)
R9. 8	7月 9日(金)	R10. 2	1月 7日(金)
R9. 9	8月10日(火)	R10. 3	2月10日(木)
R9. 10	9月10日(金)		

※ 入所調整結果は入所希望月の前月20日頃に郵送で通知します。

※ 窓口や電話で結果をお伝えすることもできますので、詳しくは児童保育課までお問い合わせください。

※ 毎月20日頃に保育所等の空き状況を市HPや児童保育課窓口にて公表します。

※ 令和9年度の入所申込みは令和10年3月まで有効です。

令和10年4月以降の入所を希望する場合は、令和10年度の入所申込みが改めて必要です。

【共通】

受付時間 8時30分～17時15分

(ただし、月曜日は8時30分～19時まで ※月曜日が祝日の場合は、翌日)

提出場所 児童保育課(一関保健センター内)及び各支所市民福祉課

郵送による申込み

※ 令和9年度入所申込みから郵送による申込みを可とします。

- ・ 送料は自己負担です。また、市から必要書類の発送は行いません。申込み書類が必要な場合は、一関市のホームページに記載しているデータを自宅やコンビニエンスストアで印刷して、各自ご用意ください。
- ・ 郵送の場合の送付先は、一関保健センター内児童保育課（P27参照）となります。
- ・ 各日程の受付期間必着です。（締切日当日の消印無効。期限を過ぎて到着した場合は翌月の入所調整分として取り扱います）
- ・ 必要書類が不足している場合は、全ての書類が揃ってから受け付けとなります。また、書類の内容について市から問い合わせを行う場合があります。

※ 郵送による申込みの場合は、申込保護者の個人番号（マイナンバー）を確認できる書類及び本人確認書類の添付が必要です。

- ・ マイナンバーカードをお持ちの場合はマイナンバーカードの写し（両面）を添付してください。
- ・ マイナンバーカードをお持ちでない場合は下記①～②のいずれかと、本人確認書類（マイナンバー届出書の裏面に記載）の写しを添付してください。
 - ① 通知カードの写し
 - ② 個人番号記載の住民票または住民票記載事項証明書

市域を越える広域入所について

現在の状況に合わせてご案内いたしますので、ご検討の場合は一度ご相談ください。

【一関市にお住まいで、市外の保育施設を申請する場合】

入所を希望する保育所等のある市区町村によって受付期間や必要書類が異なります。

- ・ 希望の保育所等が所在する市区町村へ申込締切日や必要書類等を事前に確認いただき、当該市区町村（市外）の申込締切日の10日前までに一関市で手続きしてください。
P10～12に記載の必要書類のほかに、希望する保育所等がある市区町村から書類の提出を求められる場合があります。受付期間及び必要書類等は、希望の保育所等がある市区町村にあらかじめご自身で確認してください。
- ・ 希望の保育所等が所在する市区町村に転出を予定している場合、市区町村によっては直接申し込みが可能です。転出予定の市区町村の申し込み条件を確認のうえ、直接申し込みが可能な場合は一関市を通さずにお申し込みしてください。
- ・ 既に一関市保育施設に入園している場合は、当該市区町村の入所が決定した後に一関市に対して退園届の提出が必要です（インターネットで提出可）。

【市外にお住まいで、一関市の保育施設を申請する場合】

- ・ 現在お住まいの住所のまま一関市の保育施設を申請する場合は、一関市の申込締切日の10日前までに現在お住まいの市区町村にお申し込みしてください。
（住所地の市区町村と一関市で入所の協議を行い、住所地の市区町村が認定します）
- ・ 一関市に転入を予定していて、入所希望月の1日までに一関市の転入が可能な場合は、一関市に直接お申込みいただけます。申し込みスケジュールや申し込み方法は新規入所の場合と同様です。
※ 必ず入所希望月の1日までに転入する必要があります。
- ・ 一関市に転入を予定しているものの、入所希望月の1日までに一関市の転入が不可能または現時点で判断できない場合、もしくは一関市に直接申し込むのが困難な場合は、一関市の申込締切日の10日前までに現在お住まいの市区町村にお申し込みしてください。
（住所地の市区町村と一関市で入所の協議を行い、一旦住所地の市区町村が認定します。一関市転入後に再度申込書類を提出いただき、正式な入所の手続きを行います）

6 申込みに必要な書類について

認可保育所・認定こども園(保育所部門)・地域型保育事業

(1) すべての方が必要な書類

必要な書類	注意点
① 教育・保育給付認定申請書兼入所(利用)申込書	お子さん1人につき1枚を提出してください。 同住所の人全員を同世帯として扱いますので、世帯分離をしていますが、 <u>同じ住所の家族全員分の情報を記入してください。</u> 裏面も忘れずに記入してください。
② 健康状況等調査票	
③ 保育を必要とすることを証明する書類(就労証明書または申告書など)	父母それぞれ該当する下記書類を提出してください。 (令和9年4月入所申し込みは、令和8年10月1日以降に証明されたものを提出してください。)
④ 個人番号(マイナンバー)届出書または、市民税所得課税扶養証明書	同居している方のほかに単身赴任等で別住所になっている保護者及び生計を同一にするお子さんについても記入してください。

(2) 保育を必要とすることを証明する書類(保護者それぞれに必要)

保護者の事由		必要な書類	証明者
就労	勤めている方	就労証明書	勤務先、事業所等
	内職の方	※記載内容について、勤務先等に確認することがありますので、あらかじめご了承ください。	
	自営・農業の方	就労証明書 ※時節柄勤務時間が偏る場合は、年間労働時間の合計から1月あたりの平均勤務時間を算出して記載してください。	保護者
就労内定		就労証明書	勤務予定先
妊娠・出産		母子健康手帳のコピー (表紙と出産日または予定日が記載されているページ)	保護者
疾病等	疾病	診断書(治療見込期間がわかるもの)	医療機関
	障がい	障害者手帳等のコピー	保護者
	看護	診断書(看護を要する期間がわかるもの)	医療機関
	介護	介護状況申立書 及び 介護を必要とする方の障害者手帳、介護保険証等のコピー	保護者
災害復旧		り災証明書等	保護者
求職活動		求職活動状況申告書	保護者
就学		就学状況申告書 及び 在学証明書等の就学していることが確認できる証明書	保護者

(3) 世帯の状況に応じて必要となる書類

世帯の状況	提出書類
お子さんが0歳児から2歳児クラスの場合で、公立・私立保育所又は公立こども園を希望している場合	誓約書（連帯保証人※が必要です） ※未成年、同居の親族、別住所の保護者は連帯保証人になれません。
同一世帯に身体障害者手帳等の交付を受けている方がいる場合	下記手帳等のコピー ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
離婚協議中又は離婚調停中で配偶者と別居している場合	下記書類のコピー（いずれかひとつ） ・協議離婚申入れに係る内容証明郵便 ・調停期日呼び出し状 ・家庭裁判所における事件係属証明書 ・調停不成立証明書 など
海外から転入してきた場合	収入申告書

(4) 申込みの際の注意事項

- ・ 受付の際に家庭状況等の聞き取りを行いますので、申込みは保護者の方がおいでください。
- ・ 提出書類に不備・不足があった場合は、受付ができません。
- ・ 提出書類の記入には、特殊ゴムで消すことのできるペンは使用しないでください。
使用されている場合は書類の不備となります。
- ・ 記載内容を誤った場合は修正液等を使用せず、二重線で訂正し余白に正しい内容を記入してください。
訂正印は不要です。
- ・ 複数の保育所等を希望している場合、入所調整の結果、入所が決定した時点でほかの保育所等への入所申込みの効力はなくなります。
- ・ 家庭の状況や保育を必要とする状況、希望する保育所等、教育・保育給付認定申請や入所申込みの内容に変更があった場合には手続きが必要です。変更の申請は申込み締切日までに行ってください。
- ・ 入所申込み中に入所申込みの必要がなくなった場合には、速やかに児童保育課（一関保健センター内）又は支所市民福祉課で入所申込みを取り下げる旨の申立書を必ず提出してください。
- ・ 保育所等への入所申込みは、市外へ転出された時点で効力を失います。市から転出した後も市内の保育所等への入所を希望される場合、転出先の市区町村で再度申込みをする必要があります。なお、転出先の市区町村での保育所等の入所申込みの取扱いについては、転出先の市区町村へお問い合わせください。
- ・ 保育所等への入所が決まった後、やむを得ず入所を辞退する場合には、児童保育課（一関保健センター内）又は支所市民福祉課へ入所を辞退する旨の申立書を必ず提出してください。併せて、入所予定の保育所等へ入所を辞退する旨を必ず連絡してください。
なお、あらためて入所を希望する場合は、再度入所申込みが必要です。



(5) きょうだい同時申込時の意向について

きょうだい同時に申込みされる場合、以下①～⑤の希望する番号を選び、「健康状況等調査票」内の「※きょうだい同時申込の方のみ 同時入所の意向」欄に記入してください。

きょうだいで同じ月から同じ施設を利用できない場合に、どのような調整を希望するか確認するためのものです。

利用調整（選考）をする上で重要となりますので、希望番号の記載に間違いがないよう記入してください。なお、「きょうだい同時申込時の希望」について不明な点がありましたら申込時に確認してください。

- ① きょうだいで同じ月から同じ施設を利用できる場合のみ利用を希望する。
- ② きょうだいで同じ月から利用できれば、きょうだいが別の施設でもよい。
- ③ 決定できる児童から順次利用を希望する。
後から利用開始となる児童は、入所したきょうだいと同じ施設のみを希望。
- ④ 決定できる児童から順次利用を希望する。
後から利用開始となる児童は、入所したきょうだいと別々の施設でもよい。
- ⑤ 上記いずれにも該当しない。※必ず、児童保育課(一関保健センター内)に相談ください。

認定こども園(幼稚園部門)・幼稚園

申込みに必要な書類については、施設へ直接お問い合わせください。

(1) すべての方が必要な書類

- ・マイナンバー（個人番号）届出書

扶養に入っていたために未申告の方は、追加で「市民税所得課税扶養証明書」を求める場合があります。

(2) 世帯の状況により必要となる書類

世帯の状況	提出書類
同一住所に身体障害者手帳等の交付を受けている方がいる場合	下記手帳等のコピー ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
離婚協議中又は離婚調停中で配偶者と別居している（別住所に住んでいる）場合	下記書類のコピー（いずれかひとつ） ・協議離婚申入れに係る内容証明郵便 ・調停期日呼び出し状 ・家庭裁判所における事件係属証明書 ・調停不成立証明書 など
海外から転入してきた場合	収入申告書

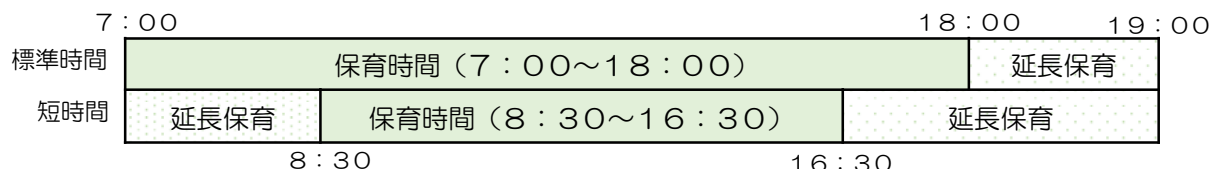
7 保育利用時間について

認可保育所・認定こども園(保育所部門)・地域型保育事業

保護者それぞれの保育を必要とする事由に応じて設定される「保育必要量」によって、保育の利用時間が変わります。保育必要量は「標準時間(最長11時間)」と「短時間(最長8時間)」のいずれかで認定され、保護者間で異なる場合は「短時間(最長8時間)」が適用されます。

利用できる時間帯は施設によって異なります。詳しくは、施設へ直接お問い合わせください。

【利用イメージ】



保育必要量の認定と実際の保育時間

「標準時間」と「短時間」の保育必要量の認定は、あくまで市として、8時間から11時間までの範囲での利用となるか、8時間以内の利用となるかの大枠を決めるものです。

実際の個々の保育時間の決定は、各園においてその枠の範囲内で、保護者の勤務時間や通勤時間、勤務実態等の状況により、調整の上、行われることとなります。

見学时や入所時に必要な時間を園とご相談ください。

【利用イメージ】

市が認定する支給認定

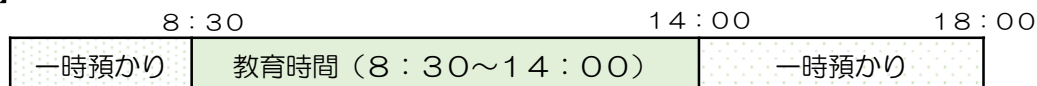
「保育標準時間」or「保育短時間」

各保育所等

枠の範囲内で保護者の状況により
個々の保育時間を決定

認定こども園(幼稚園部門)

【利用イメージ】



子育てのための施設等利用給付について

保育の必要性の認定事由に該当し、幼稚園・認定こども園(幼稚園部門)の預かり保育や、認可外保育施設、一般型一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する方(保育所、認定こども園(保育部門)等)に入所していない方が対象)は、無償化の対象となります。(事業により月額上限が設けられています。)

給付を受けるためには、事前に市から認定を受ける必要がありますので、利用を希望する事業者(認定こども園等)にお問い合わせください。

施設等利用給付認定区分	要件	保育の必要性
3歳児～5歳児クラス (新2号認定)	- 令和9年4月1日時点で3歳以上の子ども(満3歳になった後の最初の4月以降) - 市県民課税の課税状況は関係なし	あり
0歳児から2歳児クラス (新3号認定)	- 令和9年4月1日時点で3歳未満の子ども - 市県民税非課税世帯に属する子ども(※4～8月までは前年度分、9月から翌3月までは当該年度分の市町村民税額を適用します。)	

8 保育料・副食費について

保育料について

(1) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、幼稚園や保育所等を利用する3歳児から5歳児のお子さんの保育料は無料となります。また、保育所等を利用する0～2歳児の住民税非課税世帯や、保護者が現に扶養するお子さんが2人以上いる場合は、**2番目以降のお子さんの保育料が無料**となります。

年齢区分	保育料
0歳児～2歳児	市町村民税額（父母）に応じて算定
3歳児～5歳児	無料

注 意 事 項

- 年度途中で3歳の誕生日を迎え、3号認定から2号認定に変更となった場合でも、その年度末までは2歳児クラスの保育料がかかります。
- 送迎費や行事費、教材費などの費用について実費負担（保護者負担）となります。金額については施設によって異なりますので、施設に直接お問い合わせください。

(2) 保育料の算定

- ① 保育料は、**保護者の市町村民税課税額と、保育の必要量（標準時間・短時間）**により決定します。算定に用いる市町村民税課税額は、以下控除等の適用を受ける前の**「均等割額・所得割額」**です。

- 住宅借入金等特別控除
- 配当控除
- 寄附金税額控除
- 外国税額控除
- 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

（道府県から政令指定都市への税源移譲により、政令指定都市の住民税は税率が6%から8%に変更されましたが、保育料の算定にあたっては、従前の税率6%相当に換算の上計算します。）

- ② 令和9年4月～8月分は令和8年度の市町村民税課税額によって、令和9年9月～令和10年3月分は令和9年度の市町村民税課税額を用いて算定します。
そのため、9月に保育料の額が変わる場合があります。

4月 ～ 8月	9月 ～ 3月
令和8年度の市町村民税額 （令和7年1月～12月の所得）	令和9年度の市町村民税額 （令和8年1月～12月の所得）

- ③ 世帯の状況によって、**同居の祖父母等（児童の扶養義務者のうち家計の主宰者であるものに限る）や入所児童を税法上扶養している保護者の市町村民税課税額を含めて保育料を算定**する場合があります。

祖父母との同居・別居	父母の収入合計	児童の税法上の扶養者	課税状況を確認する保護者
別居	—	—	父 + 母
同居	103万円を超える	父母	父 + 母
		父母以外	父 + 母 + 扶養者
	103万円以下	父母	父 + 母 + 祖父母等
		父母以外	父 + 母 + 祖父母等 + 扶養者

※収入には、児童手当と児童扶養手当の受給額も含みます。

保育料の算定に関する留意事項

- ・ 保育所等は月額です。原則月の初日を入所日としており、保育料の算定は月単位となります。
- ・ 病気やご家庭の事情などにより登園できない場合であっても、月のうち1日でも在籍していれば保育料(月額)がかかります。
- ・ 単身赴任等で一関市に保護者の住民登録が無い場合であっても、保育料算定の対象となります。
- ・ 市民税が未申告の方は算定不能となり、他の保護者との公平性を欠くことから、**所得が判明するまでは最高階層の所得金額（下記の表を参照）で算定した保育料を納入いただきます**ので、収入がない方であっても市民税の申告をしてください。

▼一関市保育料基準表 0～2歳児クラス 副食費は保育料の中に含まれます。

階層	税額区分	保育料（月額・円）	
		標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税	0	0
C1	市町村民税均等割のみ	8,000	7,800
C2	市町村民税所得割48,600円未満	11,000	10,800
D1-1	48,600円以上57,700円未満	16,000	15,700
D1-2	57,700円以上65,000円未満		
D2-1	65,000円以上77,101円未満	20,000	19,600
D2-2	77,101円以上81,500円未満		
D3	81,500円以上97,000円未満	23,000	22,600
E1	97,000円以上121,000円未満	26,000	25,500
E2	121,000円以上145,000円未満	30,000	29,400
E3	145,000円以上169,000円未満	34,000	33,400
F1	169,000円以上213,000円未満	37,000	36,300
F2	213,000円以上257,000円未満	40,000	39,300
F3	257,000円以上301,000円未満	47,000	46,200
G	301,000円以上397,000円未満	50,000	49,100
H	397,000円以上	53,000	52,000

▽ひとり親世帯・障がい児（者）世帯

階層	税額区分	保育料（月額・円）	
		標準時間	短時間
特B	市町村民税非課税	0	0
特C1	市町村民税均等割のみ	3,400	3,300
特C2	市町村民税所得割48,600円未満	4,750	4,650
特D1-1 特D1-2	48,600円以上65,000円未満		
特D2-1	65,000円以上77,101円未満	6,000	5,850

※特D2-1の基準を超える税額の場合は、上記表のD2-2以降と同様の基準で算定

副食費について

(1) 副食費の無償化

3歳児から5歳児クラスのお子さんで年収360万円未満相当世帯については副食費が免除されます。
また、保護者が現に扶養する子が3人以上いる場合、**3番目以降のお子さんの副食費が無料**となります。

年齢区分	副食費
0歳児～2歳児	徴収なし（保育料に含まれる）
3歳児～5歳児	徴収あり（所得に基づく免除・無償化の要件あり）

(2) 副食費の算定

主な算定基準や算定の対象者は保育料と共通です。算定の結果、年収360万円未満相当と判断した世帯については、副食費が免除されます。

※ 年収360万円未満相当世帯とは

幼稚園・認定こども園 （幼稚園部門）	保護者の市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯
保育所・認定こども園 （保育所部門）	- 保護者の市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯 - 保護者の市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯・障がい児（者）世帯

注 意 事 項

- 副食費の金額は施設によって異なります。各施設にお問い合わせください。
- 認定こども園（幼稚園部門）に通園し、子育てのための施設等利用給付認定（P13）を受けている方は、認定こども園（保育所部門）の料金となります。
- 保育所、認定こども園（保育所部門）、地域型保育事業を利用している0歳児から2歳児クラスのお子さんについては、保育料の中に副食費が含まれています。

保育料等の納入方法について

利用する施設・事業により、支払先・支払方法が異なります。

施設		支払先	支払方法
認可保育所	公立・私立	市	<u>□座振替での納付にご協力をお願いします</u> □座振替の手続きが完了し、□座振替が開始されるまでは納付書でお支払いください。
認定こども園	公立		
	私立	施設・事業の設置者	施設・事業の設置者が定める方法によりお支払いください。
小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業			

認可保育所、公立認定こども園を利用している方へ

- ・ 口座振替の手続き方法
市内の金融機関に、通帳届出印、預金通帳、納付書を持参のうえ、金融機関窓口にて備え付けてある「一関市市税等口座振替申込用紙」を記入し、口座振替を希望する金融機関の窓口にて直接提出してください。
※ ゆうちょ銀行を指定の場合は、郵便局の窓口にて備え付けている専用用紙で申し込みしてください。
※ 過去に口座振替の手続きをされている場合は、自動的に口座振替となります。
※ 一時預かりは口座振替の対象外となります。
- ・ 納入期限は、毎月末日です。（末日が土日祝日の場合は翌営業日）
- ・ 納入期限を過ぎても保育料が納入されない場合、納入期限から20日以内に督促状を送付し、督促手数料として100円を徴収します。また、滞納期間に応じて延滞金も加算されます。
その後も納入されない場合は連帯保証人へ督促の連絡や、給与等の差押え、児童手当から強制的に徴収することがあります。

保育料等の変更について

下記に該当する世帯は、保育料等が変更となる場合があります。

変更となる場合、**申請した月の翌月分から変更します**ので、該当する場合は速やかに児童保育課又は各支所市民福祉課で申請をしてください。

世帯の状況等	必要な書類
世帯構成に変更があったとき (離婚・結婚・同居世帯員の増減等)	無し(そのまま窓口へお越しください。)
市町村民税課税額に変更があったとき	税申告書の控えのコピー又は変更後の課税額がわかるもの
障害者手帳等の交付を受けたとき又は返納したとき	交付を受けた場合は当該手帳等のコピー
生活保護を受け始めたとき又は廃止されたとき	無し(そのまま窓口へお越しください。)
配偶者と別居(住民票上別住所)し、離婚協議又は離婚調停を始めたとき	・ 協議離婚申入れに係る内容証明郵便 ・ 調停期日呼び出し状 ・ 家庭裁判所における事件係属証明書 ・ 調停不成立証明書 など
家庭の都合により、月の初日から末日まで1か月間通園できないと見込まれ、休園するとき	・ 休園できるのは、年度で最大2か月に限ります。2か月を超える場合は、退園となります。 ・ 休園する前月20日までに「休園届」を提出してください。なお、入所月からの休園や事後の届け出は認めていません。 ・ 休園が認められた場合、休園期間中は保育料や副食費を払う必要がありません。



9 入園後の変更手続きについて

転職や退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際には、下の表に定める書類を用意し、教育・保育給付認定の変更などの申請・届出を児童保育課又は各支所市民福祉課窓口で行ってください。

※ 保育必要量（標準時間／短時間）の変更日は申請の翌日以降となります。

※ **保育料は、変更申請の翌月分から適用となります。**

また、保育料はその月の1日時点の保育必要量で算定し、月の途中で保育必要量が変わっても保育料は変わりません。

こんな時は必ず申請してください

手続きが必要な場合		必要な書類
住所 変更	市内で住所変更をした	無し（そのまま窓口へお越しください。）
	市外に転出する ※転出後も市内の保育所等の入所を継続したい場合は、児童保育課または各支所市民福祉課でご相談ください。	無し（そのまま窓口へお越しください。）
氏名 変更	子ども又は保護者の氏名が変わった	無し（そのまま窓口へお越しください。）
家族 構成 の 変 更	保護者が別居した（離婚）	無し（そのまま窓口へお越しください。）
	保護者が別居した（離婚調停）	離婚調停中であることがわかる書類（P17参照）
	保護者を変更する	保育所又は公立こども園に入所中で、お子さんが0歳児～2歳児クラスの場合、新しく保護者となる方の誓約書
	同居家族が増えた	同居することになった家族のマイナンバーがわかるもの
	保護者が結婚した	配偶者の ・就労証明書またはその他申告書など（P10参照） ・マイナンバーがわかるもの
事 由 の 変 更	就職、転職、就労状況が変わった	就労証明書
	育児休業が終了し仕事に復帰する	就労証明書
	仕事を辞め求職中になった	求職活動状況申立書
	就学した（職業訓練校含む）	就学状況申告書 および、在学証明書等の就学していることが確認できる書類
	妊娠し母子健康手帳の交付を受けた	母子健康手帳のコピー（表紙と出産予定日が確認できるページ）



手続きが必要な場合		必要な書類
その他の変更	入所申込みを取り下げたい	無し（そのまま窓口へお越しください。）
	保育所等の利用をやめたい	無し（そのまま窓口へお越しください。）
	年度途中で転園したい（下記参照）	新規申込みと同様です。 （年度途中の転園が決まった場合は、これまで入所していた施設についての退所届が必要となります。）
	1号から2号へ変更したい （幼稚園部門→保育所部門）	新規申込みと同様です。
	2号から1号へ変更したい （保育所部門→幼稚園部門）	無し（入所する保育施設と相談のうえ手続きしてください）
	市町村民税課税額に変更があった	税申告書の控えのコピー又は変更後の課税額がわかるもの
	障害者手帳等の交付を受けたとき又は返納したとき	交付を受けた場合は、当該手帳等のコピー
	生活保護を受け始めたとき又は廃止されたとき	無し（そのまま窓口へお越しください。）
	その他家庭の状況に変化があったとき	変更内容が分かる資料

年度途中の転園について

年度途中の転園は、「やむを得ない事情」があった場合に限り行えます。

必要書類は新規申込みと同様で、年度途中の転園が決まった場合は、これまで入所していた施設についての退所届が必要となります。

転園における「やむを得ない事情」とは

下記のような理由で入所継続が困難であると認められる場合をいいます。

- ・市内で地域を越える転居を行い、現在入園中の園に通うことが困難。
（例：一関地域から大東地域への転居） ※同一地域内の転居の場合は認められません。
- ・入所時の月齢が低く不明だった食物アレルギーが入所後に分かり、入所施設がアレルギーに対応できなかった

※ 自己都合により入所施設を変更したい場合は、転園ではなく、現在入所している施設を一度退園し、どこにも入所していない状態で新規入所申込を行う必要があります。
（最低でも1か月は入所が途切れるほか、空き状況によっては待機となる可能性があります。）

※ 翌年度4月の転園希望については、市が毎年行っている現況調査の際に意向を確認します。



10 多様な保育サービスについて

一関市では、多様な保育ニーズに対応するため、様々な保育事業を実施しています。

「認可保育所の他にどういう施設があるか分からない」、「ちょっとした用事や子育ての息抜きに預けたい」、「こどもが熱を出したが仕事を休めない。どこか預かってくれるところはないか」など、お子さんの預け先を検討する際には、ご家庭のニーズにあった施設・事業を探してください。

なお、各施設・事業により受入年齢や保育時間などが異なりますので、詳細は必ず施設にご確認いただくか、ホームページ等をご覧ください。

名称	保育サービス等の内容と利用料	お問い合わせ先										
延長保育	【内 容】保護者の就労時間等により、認定時間を超えて保育するサービスです。あらかじめ施設への申込みが必要になります。 【利用できる方】延長保育を実施している施設に入所しているお子さん 【利 用 料】下記のとおり <table><tr><th>利用時間</th><th>月額</th></tr><tr><td>1 時間以内</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>1 時間半以内</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>2 時間以内</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>2 時間を超える</td><td>5,000円</td></tr></table> ※ 突発的な事情（大雪により道路が渋滞した、車が故障した、急な仕事が入った等）により延長保育を利用する際は日額料金が適用される場合があります。事前に延長保育の利用が想定される場合は月額料金となります。 利用日数により月額か日額かを定めるものではありませんのでご注意ください。	利用時間	月額	1 時間以内	2,000円	1 時間半以内	3,000円	2 時間以内	4,000円	2 時間を超える	5,000円	実施している施設へ直接お問い合わせください。 実施施設はP23～「市内保育施設の一覧」の「その他の保育サービス」欄をご確認ください。
利用時間	月額											
1 時間以内	2,000円											
1 時間半以内	3,000円											
2 時間以内	4,000円											
2 時間を超える	5,000円											
休日保育	【内 容】日曜日・祝日に、保護者が仕事をしなければならない時に保育を行います。 【利用できる方】休日保育を実施している施設に入所しているお子さん 【利 用 料】施設へ直接お問い合わせください。											



名称	保育サービス等の内容と利用料	お問い合わせ先
一時預かり (幼稚園型)	【内 容】 認定こども園の幼稚園部門を利用しているお子さんを教育時間を超えて保育します。あらかじめ申込みが必要になりますので、施設へ直接お問い合わせください。 【利用できる方】 一時預かり（幼稚園型）を実施している施設の幼稚園部門を利用しているお子さん 【利 用 料】 公立こども園：日額450円 私立こども園：施設が設定した料金 ※「子育てのための施設等利用給付（P13）」の認定を受けた方は、利用日数×日額上限490円まで無償となります。（月額上限12,300円） 詳しくは通っている保育園にご相談ください。	
一時預かり (一般型)	【内 容】 家庭で保育している保護者が、疾病などによりお子さんの保育ができない場合、一時的に保育を行います。 1か月に利用できる日数はお子さん一人につき14日以内です。（市内の複数の施設で利用する場合であっても、利用できるのはそれぞれの施設での利用日数を合計して月14日以内。） 事前に施設への申込みが必要になりますので、実施している施設に直接お問い合わせください。 【利用できる方】 市内に住所のあるお子さん、里帰り※1出産等で一時的に市内に滞在しているお子さん ※1 ここでいう「里帰り」とは、出産や介護を理由とした一時的な里帰りのことをいいます。 【利 用 料】 保育料：日額2,300円 4時間以内の利用の場合は日額1,150円 別途給食費（施設が設定した金額）がかかります。 ※「子育てのための施設等利用給付（P13）」の認定を受けた方は、保育料が無償となります。（上限40,300円） 給食費は無償となりません。 【時 間】 8：30～16：30（最大）	実施している施設へ直接お問い合わせください。 実施施設はP23～「市内保育施設の一覧」の「その他の保育サービス」欄をご確認ください。
ファミリー・サポート・センター	【内 容】 子育てのお手伝いが必要な人と子育てのお手伝いをするの会員組織です。子育てをしている家庭を対象に、一時的に育児の手伝いが必要になった時、会員相互で支援します。 【利用できる方】 事前に会員登録をした方 【利 用 料】 基本時間（平日7時から18時まで）：500円／1時間 基本時間外（土日祝・軽度の病気のお子さん）：600円／1時間 ※「子育てのための施設等利用給付（P13）」の認定を受けた方は、利用料が無償となります。（上限40,300円）	一関市 社会福祉協議会 TEL:23-6020



病児・病後児保育のご案内



病児保育・病後児保育とは

病中・病後で、保育園などに登園できない子どもを一時的に預かる事業です

対象となる
子ども 保護者が就労等により、家庭で保育ができない場合で
医師が病児保育利用可能と認めた場合

利用期間 1日単位で、原則として連続する概ね7日以内

利用料金 日額 1,000円～2,000円（給食費300円）
※事業所毎に異なります

お問い合わせ先

病児保育室 すまいる



一関市上大槻街5-16

クラリス保育所内

対象年齢：生後6か月～就学前の乳幼児

病児保育専用電話

080-1013-1389

病児保育室 ぽかぽか



一関市花泉町花泉字田東93番地

はなほこども園内

旧☆認定こども園花泉保育園☆

R6.4～名称変更

対象年齢：生後6か月～小学生まで

病児保育専用電話

090-8503-8160

病児保育室 ひこうき雲



一関市千厩町千厩字町20番地

谷藤内科医院内

対象年齢：生後6か月～小学生まで

病児保育専用電話

070-4727-3355

子どもが病気に。
でも仕事を休めない。
そんな時にはこれで安心です。



11 市内保育施設の一覧

地域型保育事業

■ 家庭的保育事業

		施設名	利用定員	対象児童	保育時間	連携施設	その他の保育サービス		看護師等の配置 (R8.4.1時点)
		所在地	電話番号				延長	一時	
一関	私立	さわ保育園	5名	6ヶ月 ～2歳児	7時30分 ～18時	一関南保育園	—	—	—
		字沢37-5	26-1363						
		保育園ゆいま～る	5名	2ヶ月 ～2歳児	7時45分 ～18時	一関藤保育園	—	—	—
		山目字中野74	88-9040						
		保育園ゆいま～る 第2園	5名	2ヶ月 ～2歳児	7時45分 ～18時	一関藤保育園	—	—	○
		山目字中野74	48-3341						

■ 小規模保育事業A型

		施設名	利用定員	対象児童	保育時間	連携施設	その他の保育サービス			看護師等の配置 (R8.4.1時点)
		所在地	電話番号				延長	一時	その他	
一関	私立	こぐま桜木町保育園	19名	産休明け ～2歳児	7時～18時	一関幼稚園	～19時	○	—	—
		桜木町3-6	48-4115							
		きらりの森保育園	12名	産休明け ～2歳児	7時30分 ～18時	一関幼稚園	～19時	—	休日	○
		八幡町2-12	78-2982							

■ 小規模保育事業B型

		施設名	利用定員	対象児童	保育時間	連携施設	その他の保育サービス		看護師等の配置 (R8.4.1時点)
		所在地	電話番号				延長	一時	
一関	私立	こぐま保育園	19名	産休明け ～2歳児	7時～18時	一関幼稚園	～19時	—	○
		新大町35	34-8970						
花泉	私立	丸喜の家にこころ保育園	18名	2ヶ月 ～2歳児	7時10分 ～18時10分	花泉こども園	～19時 10分	○	○
		涌津字上原10-2	82-2469						

■ 事業所内保育事業A型

		施設名	利用定員	対象児童	保育時間	連携施設	その他の保育サービス		看護師等の配置 (R8.4.1時点)
		所在地	電話番号				延長	一時	
一関	私立	オレンジリー岩手保育園	19名 うち地域枠：9名	2ヶ月 ～2歳児	7時30分 ～18時	桜保育園	～19時 30分	—	—
		真柴字矢ノ目沢64-2	78-0230						



認可保育所

		施設名	利用定員	対象児童	保育時間	その他の保育サービス			看護師等の配置 (R8.4.1時点)
		所在地	電話番号			延長	一時	その他	
一関	公立	一関あおば保育園	150名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	○	—	○
		山目字前田13-1	21-2140						
	私立	山目保育園	60名	3ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	—
		山目字館6-2	23-5169						
		西光寺保育園	60名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	○ (保健師)
		萩荘字中町20-1	24-2130						
大東	公立	パステル保育園	40名	産休明け～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	—
		山目町一丁目3-10	48-5904						
		大原保育園	70名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	—
		大原字立町110-1	72-2129						
		興田保育園	60名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	—
		沖田字小七郎3-3	74-2810						
		猿沢保育園	45名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	—	—	—	—
		猿沢字上ノ洞12-1	76-2224						
千厩	公立	渋民保育園	30名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	—	—	—	—
		渋民字大馬場3-2	75-3571						
		曾慶保育園	25名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	—	—	—	—
		曾慶字神蔵38-2	75-2243						
		千厩保育園	90名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	—
		千厩字宮田23	53-2132						
		奥玉保育園	50名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	—
		奥玉字上川原31	56-2821						
東山	公立	小梨保育園	50名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	—	—	—	—
		小梨字時ノ沢109-3	53-2135						
藤沢	公立	松川保育園	40名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	—	—	—	—
		松川字台12-3	48-2315						
新沼	公立	新沼保育園	45名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	—
		新沼字関田45-10	63-2321						

認定こども園

*満3歳（3歳になった月の翌月）から、利用できる施設もあります。（「対象児童」欄に「満3歳児～5歳児」と記載の施設。）

		施設名			利用定員	対象児童	保育時間	その他の保育サービス			看護師等の配置 (R8.4.1時点)
		所在地	電話番号					延長	一時	その他	
一関	私立	認定龍澤寺こども園		保育	96名	3ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	○
		山目町三丁目2-19	26-4821	教育	35名	満3歳児～5歳児	—	—	○	—	
		修紅短期大学附属認定こども園		保育	160名	6ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	○
		萩荘字竹隈71-2	24-5005	教育	30名	3歳児～5歳児	—	—	○	—	
		認定こども園一関幼稚園		保育	110名	6ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	○
		釣山31-4	23-5153	教育	55名	3歳児～5歳児	—	—	○	—	
		認定こども園一関南保育園		保育	50名	5ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	—
		関が丘30-1	26-2521	教育	10名	3歳児～5歳児	—	—	○	—	

		施設名			利用 定員	対象児童	保育時間	その他の保育サービス			看護師等 の配置 (R8.4.1 時点)
		所在地	電話番号					延長	一時	その他	
一 関	私 立	認定こども園赤荻保育園		保育	80名	5ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	○
		赤荻字清水8-5	25-4327	教育	15名	満3歳児～5歳児	—	—	○	—	
		認定こども園—関藤保育園		保育	90名	5ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	—
		旭町5-15	23-3356	教育	15名	満3歳児～5歳児	—	—	○	—	
		幼保連携型認定こども園幸町保育園		保育	72名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	○	休日	○
		幸町1-14	21-0370	教育	9名	3歳児～5歳児	—	—	○	—	
		幼保連携型認定こども園幸町保育園・分園 真柴字打越20-5		保育	20名	2ヶ月～2歳児	7時～18時	～18時30分	○	休日 (幸町保)	○
		認定こども園桜保育園		保育	80名	4ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	○
		字東花王町3	23-5386	教育	9名	満3歳児～5歳児	—	—	○	—	
		たんぽぽこども園		保育	60名	産休明け～5歳児	7時～18時	～19時	○	—	—
		赤荻字上谷地170-1	33-2277	教育	15名	満3歳児～5歳児	—	—	○	—	
		認定こども園睦保育園		保育	67名	6ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	○	—	—
		田村町2-14	26-4679	教育	9名	3歳児～5歳児	—	—	○	—	
花 泉	私 立	幼保連携型認定こども園花泉こども園		保育	50名	3ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	—
		老松字水沢9	82-4248	教育	15名	満3歳児～5歳児	—	—	○	—	
		はなほこども園		保育	70名	生後8週～5歳児	7時～18時	～19時	○	病児	○
		花泉字田来93	82-2167	教育	12名	満3歳児～5歳児	—	—	○	—	
		公私連携幼保連携型 認定こども園わくつこども園		保育	60名	生後8週～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	—
		涌津字悪法師38-312	82-4143	教育	10名	満3歳児～5歳児	—	—	○	—	
		幼保連携型認定こども園金沢保育園		保育	78名	生後8週～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	○
		金沢字大柳60-1	82-3312	教育	12名	満3歳児～5歳児	—	—	○	—	
大 東	公 立	摺沢こども園		保育	50名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	—
		摺沢字観音堂82番地2	75-2232	教育	10名	3歳児～5歳児	—	—	○	—	
千 蔵	私 立	認定こども園 千蔵小羊幼稚園・千蔵こひつじ園		保育	40名	6ヶ月～5歳児	7時30分 ～18時30分	—	○	—	○
		千蔵字北方130-2	52-5244	教育	50名	満3歳児～5歳児	—	—	○	—	
東 山	公 立	東山こども園		保育	115名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	○	—	—
		長坂字西本町130-1	47-2145	教育	15名	3歳児～5歳児	—	—	○	—	
室 根	公 立	室根こども園		保育	80名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	○	—	—
		折壁字八幡沖373-1	64-3219	教育	15名	3歳児～5歳児	—	—	○	—	
川 崎	公 立	川崎こども園		保育	80名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	—
		薄衣字上段46-1	43-3120	教育	10名	3歳児～5歳児	—	—	○	—	
藤 沢	公 立	藤沢こども園		保育	90名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	○	—	—
		藤沢字仁郷41-2	63-2124	教育	15名	3歳児～5歳児	—	—	○	—	
		黄海こども園		保育	50名	2ヶ月～5歳児	7時～18時	～19時	—	—	—
		黄海字天堤11-1	63-2125	教育	15名	3歳児～5歳児	—	—	○	—	

*その他の保育サービスの内容については、20～22ページをご確認ください。

延長：延長保育

一時：一時預かり（上段：一般型）、一時預かり（下段：幼稚園型）

休日：日曜、祝日保育

病児：病児保育

*看護師等の配置について

雇用状況等により変更となる場合があります。

その他の施設 ※申し込みについては直接施設へお問い合わせください。

■ 企業主導型保育事業

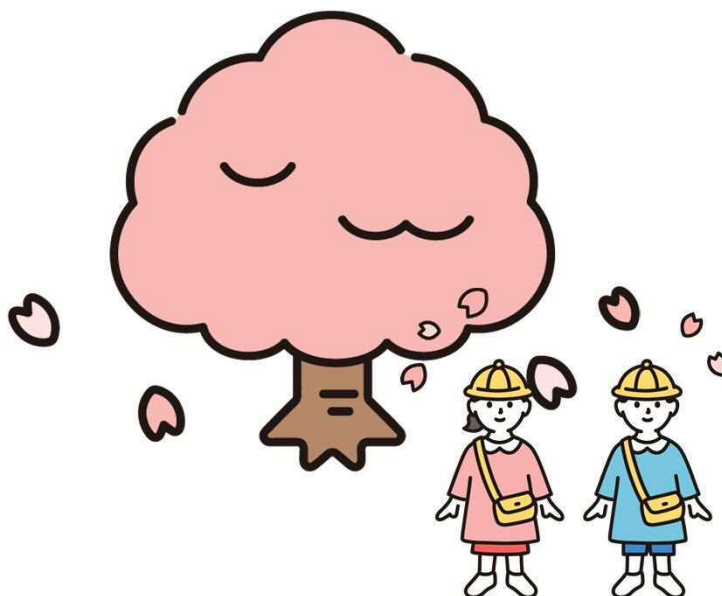
	施設名	利用定員	対象児童	備考
	所在地	電話番号		
一関	クラリス保育所 上大槻街5-16	30名 うち地域枠：15名 34-8666	乳児～5歳児	※従業員の方のお子さん以外も対象にしていますので、 直接お問い合わせください。

■ 認可外保育施設

		施設名	電話番号	備考
		所在地		
花泉		マルキの家ニコニコ託児室 涌津字上原10-2	82-2469	
一関	事業所内 保育施設	★事業所内保育施設は従業員の方のお子さんが対象となります。		
		杉の子保育園 山目字泥田山下48	33-1521	国立病院機構岩手病院内
		なかよし保育所 狐禅寺字大平12-1	26-5546	県立磐井南光病院内

幼稚園 ※申し込みについては直接施設へお問い合わせください。

		施設名	所在地	電話番号	利用定員	備考
公立	一関	舞川幼稚園	舞川字館ノ越22-12	28-2112	60名	令和9年4月1日時点で3歳児以上 ※ 私立幼稚園は満3歳児の入園も受付しています お申し込みは、各幼稚園へ 園に直接お問い合わせください。
		真滝幼稚園	滝沢字水口103-103	21-2156	60名	
		赤荻幼稚園	赤荻字桜町237-2	25-4188	90名	
私立	一関 千厩	愛心幼稚園	大手町7-5	23-5431	75名	
		カトリック清心幼稚園	千厩字町浦47-1	52-2485	15名	



12 申込みおよびお問い合わせ先

申込みおよびお問い合わせ先	電話番号
児童保育課 入所入園係（一関保健センター内） 〒021-0026 一関市山目字前田13-1	0191-21-2172
花泉支所市民福祉課 こども・福祉係 〒029-3105 一関市花泉町涌津字一ノ町29	0191-82-2215
大東支所市民福祉課 こども・福祉係 〒029-0711 一関市大東町大原字川内41-2	0191-72-4079
千厩支所市民福祉課 こども・福祉係 〒029-0803 一関市千厩町千厩字北方174	0191-53-3956
東山支所市民福祉課 こども・福祉係 〒029-0302 一関市東山町長坂字西本町105-1	0191-47-4530
室根支所市民福祉課 こども・福祉係 〒029-1201 一関市室根町折壁字八幡沖345	0191-64-3805
川崎支所市民福祉課 こども・福祉係 〒029-0202 一関市川崎町薄衣字諏訪前137	0191-43-2115
藤沢支所市民福祉課 こども・福祉係 〒029-3405 一関市藤沢町藤沢字町裏187	0191-63-5304

一関市公式LINE友達登録受付中

保育施設空き状況や病児保育などについて
お知らせしています。



お近くの教育・保育施設を検索できるシステムです。

ここdeサーチ

検索

または

WAMNET (ワムネット)

検索



<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>

